［六～十四　略］

十五　特定債権に対し強制執行による差押命令又は差押処分が発せられたと認めたこと。

十六　特定債権に対する差押えが法第九条（同条第三号及び第四号に係る部分に限る。次条の表第二十号において同じ。）の規定による財産凍結等対象者に対する行為の制限を免れさせる目的でされたと認めたこと。

十七　債務履行禁止命令に違反する行為があったと認めたこと。

［十八～二十三　略］

二十四　法第二十条第一項の規定により財産凍結等対象者に対し報告又は資料の提出を求めたこと。

二十五　法第二十条第一項の規定により警察職員に財産凍結等対象者が所有し、若しくは占有する不動産に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させたこと。

［二十六～二十九　略］

第三十八条　法第二十三条の国家公安委員会規則で定める事項は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項とする。

報告する場合	事項
一　財産凍結等対象者の氏名又は名称に変更があったと認めたとき。	一　当該財産凍結等対象者の変更前及び変更後の氏名又は名称並びに名簿記載者公告番号又は指定番号若しくは仮指定番号（以下この表において「指定番号等」という。） ［二・三　略］
二　財産凍結等対象者の住所又は所在地に変更があったと認めたとき。	一　当該財産凍結等対象者の氏名又は名称及び指定番号等 ［二～四　略］
三　財産凍結等対象者の居所地が判明したとき。	一　当該財産凍結等対象者の氏名又は名称及び指定番号等 ［二・三　略］
四　財産凍結等対象者が規制対象財産を取得したと認めたとき。	一　当該財産凍結等対象者の氏名又は名称及び指定番号等 二　［略］ 三　当該財産凍結等対象者が規制対象財産を取得した年月日 四　当該財産凍結等対象者が規制対象財産を取得したと認めた理由

［六～十四　同上］

十五　特定金銭債権に対し強制執行による差押命令又は差押処分が発せられたと認めたこと。

十六　特定金銭債権に対する差押えが法第九条（第三号及び第四号に係る部分に限る。次条の表第二十号において同じ。）の規定による公告国際テロリストに対する行為の制限を免れさせる目的でされたと認めたこと。

十七　支払禁止命令に違反する行為があったと認めたこと。

［十八～二十三　同上］

二十四　法第二十条第一項の規定により公告国際テロリストに対し報告又は資料の提出を求めたこと。

二十五　法第二十条第一項の規定により警察職員に公告国際テロリストが所有し、若しくは占有する不動産に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させたこと。

［二十六～二十九　同上］

第三十八条　［同上］

報告する場合	事項
一　公告国際テロリストの氏名又は名称に変更があったと認めたとき。	一　当該公告国際テロリストの変更前及び変更後の氏名又は名称並びに名簿記載者公告番号又は指定番号若しくは仮指定番号（以下この表において「指定番号等」という。） ［二・三　同上］
二　公告国際テロリストの住所又は所在地に変更があったと認めたとき。	一　当該公告国際テロリストの氏名又は名称及び指定番号等 ［二～四　同上］
三　公告国際テロリストの居所地が判明したとき。	一　当該公告国際テロリストの氏名又は名称及び指定番号等 ［二・三　同上］
四　公告国際テロリストが規制対象財産を取得したと認めたとき。	一　当該公告国際テロリストの氏名又は名称及び指定番号等 二　［同上］ 三　当該公告国際テロリストが規制対象財産を取得した年月日 四　当該公告国際テロリストが規制対象財産を取得したと認めた理由